

広島市立大学感謝状贈呈規程

平成25年 3 月 26 日

規 程 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、広島市立大学長（以下「学長」という。）が行う感謝状の贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局等 広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第 1 号。以下「学則」という。）第 3 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する学部、附置研究所、附属施設・センター及び事務局をいう。
- (2) 役員 公立大学法人広島市立大学定款第 8 条第 1 項に規定する理事をいう。
- (4) 職員 学則第 8 条に規定する職員をいう。
- (4) 室 公立大学法人広島市立大学事務分掌規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第 5 号）第 3 条に規定する企画室、総務室、教務・学部運営室、学生支援室及び地域共創・研究推進室をいう。

(感謝状の贈呈)

第 3 条 部局等の長は、役員及び職員を除く個人又は団体であつて、次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、学長に対し、感謝状の贈呈に係る推薦を行うことができる。

- (1) 広島市立大学（以下「本学」という。）の教育、研究、課外活動及び福利厚生等において多大な貢献があったもの
- (2) 本学の教育研究環境の整備に多大な貢献があったもの
- (3) 本学の学生及び職員の生命、身体等に対する危険を防止したもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、本学に多大な貢献があったと学長が認めるもの

2 部局等の長は、前項の推薦を行うときは、推薦書に推薦理由及び感謝状の贈呈を希望する期日を記載し、学長に提出するものとする。

3 学長は、第 1 項の規定による推薦に基づき、感謝状の贈呈を決定する、

(事務)

第4条 感謝状の贈呈に関する事務は、贈呈の事由に関連する業務を主として担当する室において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。